

隠岐の島町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 4 月

隠岐の島町交通安全対策協議会

1. プログラムの目的

隠岐の島町交通安全対策協議会では、平成 17 年 6 月から隔年で地域・学校等に対して、交通安全施設の要望調査及び現地調査を行い、その結果をもとに周辺環境等を考慮し、各道路管理者と連携を図り、交通安全施設の設置を実施しています。

また、平成 24 年には、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、当協議会では 6 月から 8 月までの間に各小中学校の通学路において、教育委員会・警察署・各道路管理者と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても各関係機関で協議してきました。

特に通学路の安全確保については、継続した取組が必要であることと取組の推進を図るため、平成 27 年 4 月に「隠岐の島町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、計画的かつ、継続的に通学路の安全対策を実施し、児童生徒が安全に通学出来るように通学路の安全確保等を図っていきます。

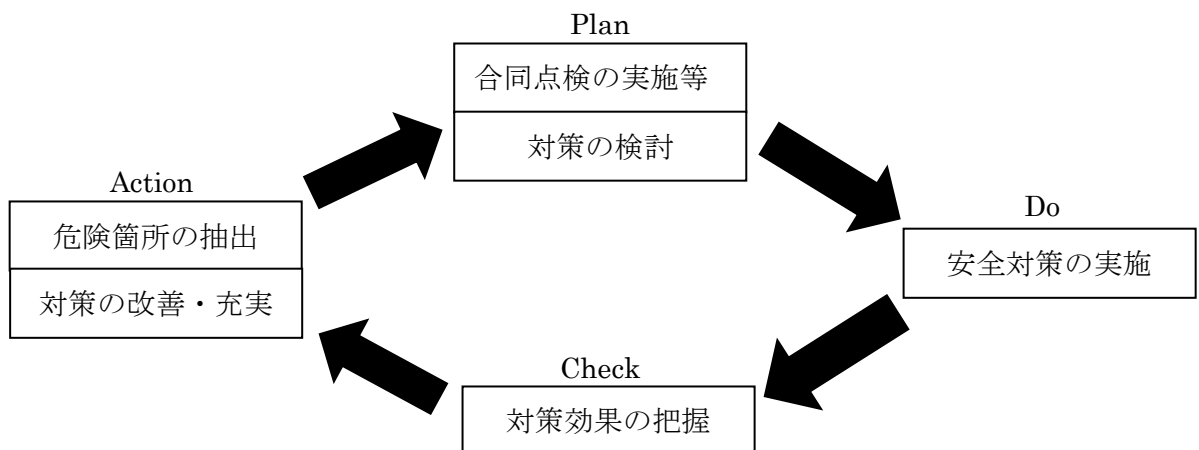
2. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を継続的に確保するため、必要に応じて合同点検を実施するなど、安全対策を実施した後の効果の把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。

【通学路の安全確保に向けた PDCA サイクル】



(2) 合同点検の実施等・対策の検討 (Plan)

教育委員会をはじめ、警察署、各道路管理者等の関係機関と連携し、安全対策が必要な箇所を抽出・検討するなど、必要に応じて、合同点検の実施等を行う。

また、安全対策必要箇所については、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置等の対策を実施するなど、箇所ごとに応じた具体的な対策計画を策定・変更するものとする。

(3) 安全対策の実施 (Do)

安全対策の実施にあたっては、円滑に進捗するように教育委員会をはじめ、各道路管理者等の関係機関と連携を図るものとする。

(4) 対策効果の把握 (Check)

安全対策を実施した後の箇所については、その効果を把握するため、手法等を検討し、対策効果の把握に努めるものとする。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

安全対策を実施した後も、効果の把握等の結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図るものとする。

3. 箇所図、箇所一覧表の作成

点検結果や対策内容等については、各関係機関と検討の上、別添の通り、「隠岐の島町内通学路の対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成するものとする。

【別添資料】

別添資料①：隠岐の島町内通学路の対策箇所一覧表（平成 27 年 4 月 1 日現在）

別添資料②：対策箇所図（平成 27 年 4 月 1 日現在）